

# 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する愛知県基準（概要版）

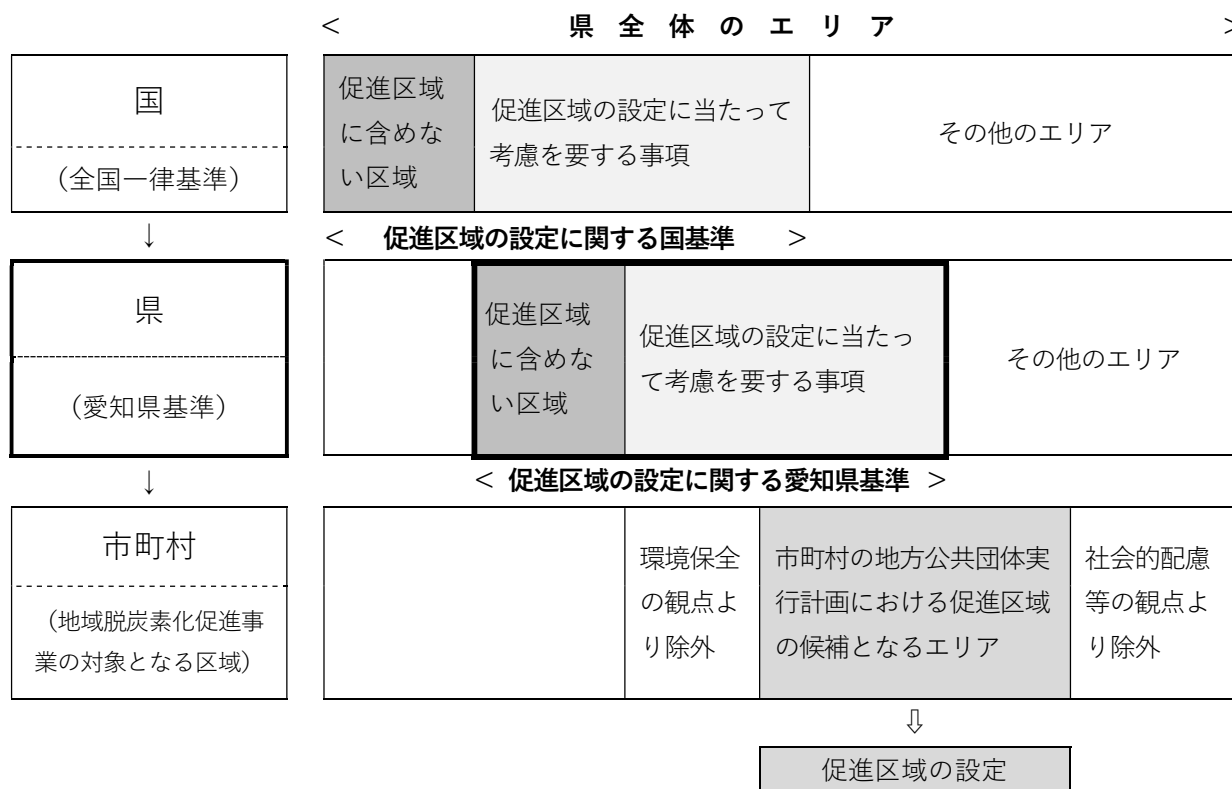
## 1 策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の改正（2022年4月施行）により、再生可能エネルギーの導入を促進するための地域脱炭素化促進事業制度（※）が創設され、市町村は、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）などの地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが規定された（法第21条第5項）。

また、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることとされた（法第21条第7項）ことから、本県は、地域から再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市町村において地域の実情を踏まえた促進区域が設定され、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が実施されるよう本基準を定めるものである。

※ 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するための制度

### 【基準の位置づけ（イメージ図）】



## 2 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

- ・太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するもの。）※
  - ※ 建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものは、本基準の適用除外
- ・風力発電施設（風力を電気に変換するものであって、洋上に設置するものを除く。）

### 3 基準の概要

#### (1) 促進区域に含めない区域

地域の自然社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮を確保する観点から、促進区域に設定することが適切でないと思われる区域を定める。

太陽光発電施設	風力発電施設
<u>国定公園の特別保護地区・第1種特別地域</u>	<u>国定公園の特別保護地区・第1種特別地域</u>
愛知県立自然公園の第1種特別地域	愛知県立自然公園の第1種特別地域
<u>国指定鳥獣保護区の特別保護地区</u>	<u>国指定鳥獣保護区の特別保護地区</u>
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	県指定鳥獣保護区の特別保護地区
自然環境保全地域	自然環境保全地域
生息地等保護区	生息地等保護区
ラムサール条約湿地	ラムサール条約湿地
砂防指定地	砂防指定地
地すべり防止区域	地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域
保安林	

下線は、国の基準により促進区域に含めることができない区域を示す。

#### (2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項

考慮対象事項（騒音、水の濁り、生態系等）ごとに、収集すべき情報（配慮区域、配慮事項）、促進区域を定める際の考え方等を定める。

考慮対象事項	収集すべき情報（配慮区域／配慮事項）	太陽光	風力
騒音	住宅の分布、学校・病院等の分布	○	○
水の濁り	取水施設の状況	○	○
地形・地質	地形レッドデータブック	○	○
土地の安定性	地域森林計画対象民有林、土砂災害に係る土地の分布	○	○
	保安林	—	○
反射光	住宅の分布、学校・病院等の分布	○	—
風車の影	住宅の分布、学校・病院等の分布	—	○
動物	国内希少野生動植物種、県指定希少野生動植物種、環境省レッドリスト掲載種、レッドリストあいち掲載種、天然記念物	○	○
	鳥類センシティブリティマップ、IBA	—	○
植物	国内希少野生動植物種、県指定希少野生動植物種、植生自然度の高い地域、巨樹・巨木林、特定植物群落群、環境省レッドリスト掲載種、レッドリストあいち掲載種、天然記念物	○	○
生態系	重要里地里山、重要湿地、地域の配慮が必要な湿地	○	○
景観	国定公園（第2種特別地域、第3種特別地域、普通区域）、愛知県立自然公園（第2種特別地域、第3種特別地域、普通区域）、長距離自然歩道	○	○
触れ合いの場	長距離自然歩道	○	○

「○」は基準が定められていることを示す。